

地域組織における幹事選出に関する手引き

23. 5.23 総務委員会制定

30. 9.12 総務委員会変更

(目的)

第1条 この手引きは、地域組織（地域本部並びに関東甲信地域及び地域本部管轄下の支部）幹事選出選挙に関わる詳細を定める。

第1章 新たに設置された地域組織の幹事選出選挙

(選挙の実施)

第2条 地域組織が新たに設置された場合は、役員候補者選出選挙管理委員会（以下、「選管委」という。）は速やかに当該地域の幹事選出選挙を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、地域組織が新たに設置された日の6ヶ月以内に、本会の役員候補者選出選挙の実施が予定されている場合は、その日程に合わせて実施することとする。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 地域組織における幹事選出に関する規則第4条第1項及び第4条の2第1項第1号中の「役員改選前年の12月末日」は、「地域組織が設置された日」とする。

第2章 地域組織の幹事選出選挙に共通適用する事項

(選挙日程)

第4条 選管委は、以下の日程については、推薦依頼活動開始日から3ヶ月以内に開票が終了するよう決定し、公表しなければならない。

- (1) 立候補者による推薦依頼活動開始日
- (2) 立候補受付開始及び終了日、時刻
- (3) 選挙運動開始及び終了日、時刻
- (4) 投票締切日及び時刻
- (5) 開票日及び時刻

(立候補届)

第5条 地域組織幹事への立候補者は、別に定める規定に基づき電磁的方法により立候補する地域組織の代表幹事を通して選管委に立候補届出を行わなければならない。

2 地域組織における幹事選出に関する規則第4条の2第3号②により地域本部幹事に立候補する者は、別に定める規定に基づき電磁的方法による地域本部幹事選出選挙候補者推薦を含め届出を行わなければならない。

3 前項の推薦者が推薦できる立候補者の数は理事、監事、又は地域本部幹事立候補者のいずれかの1名に限るものとする。

(届出内容の確認)

第5条の2 地域本部長は、地域本部幹事への立候補届については、次の事項の確認を行う。

- (1) 地域組織における幹事選出に関する規則第4条の2第3号①に該当する事項が正しく記載されていること

(選挙広報)

第6条 地域組織の幹事選出選挙における選挙広報は、別に定める規定に基づく内容を掲載するものとする。

附則 (平成23年5月23日)

この手引きは、平成23年5月23日から施行する。

附則 (平成23年6月22日)

この手引きは、平成23年6月22日から施行する。

附則 (平成24年2月28日)

この手引きは、平成24年2月28日から施行する。

附則 (平成24年10月30日)

この手引きは、平成24年10月30日から施行する。

附則 (平成26年12月15日)

この手引きは、平成26年12月15日から施行する。

附則 (平成28年2月18日)

この手引きは、平成28年2月18日から施行する。

附則 (平成30年2月20日)

この手引きは、平成30年2月20日から施行する。

附則 (平成30年9月12日)

この手引きは、平成30年9月12日から施行する。